

募金・助成の新しい形！

『にいがた・新テーマ型募金』助成事業

募 集 要 項

～あなたの団体の活動費を共同募金会と一緒に集めませんか？～

【募金実施期間：令和7年1月1日～同年3月31日】



社会福祉法人 新潟県共同募金会

趣旨

赤い羽根共同募金は、県民の温かい善意とたすけあいの心に支えられ、県内における民間福祉活動の向上に大きな役割を果たしてきました。

近年、少子高齢化や人口減少が同時に進行し、虐待・自殺・ニート・子育て・社会的孤立などの様々な福祉課題は年々拡大し多様化・複雑化しています。

この『にいがた・新テーマ型募金』助成事業は、「募金・助成の新しい形（進化系）」として、従来の共同募金運動期間が終了した後の3か月間を利用して、各団体が取り組む地域福祉課題等を解決するための活動費の一部を共同募金会と一緒に集め、課題解決に向けた取り組みの強化を図るものです。

平成29年度から始まった本事業ですが、昨年度は県内の19団体からエントリーをいただき募金目標額14,850千円に対して約16,671千円の募金を集めることができました。（目標達成率112.3%、目標達成団体10団体）

本事業が「地域福祉課題を解決する活動のファンド的役割」の一つとして、また「寄付者の共感や賛同を得る新たな募金の循環のしくみの構築」に向けた先駆的プロジェクトとして拡大していけるよう、皆様方の積極的な参加をお願いします。

募金・助成の新しい形と一緒にチャレンジしましょう！

1 助成対象団体

県内において活動する民間の非営利団体で、下記の要件を満たす団体。なお、法人格の有無は問いません。

- ①県内に活動拠点を置き、県内で活動をしている団体であること。
- ②5名以上で構成され、団体としての活動実績が原則1年以上あること。
- ③団体の会則（定款）・事業計画・予算・決算等が整備されていること。

また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。

- ④企業活動、政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤寄付者からの信頼に十分にこたえうる組織体制と活動実績があり、事業内容を公開できる団体であること。

2 対象事業

各団体が取り組む地域福祉課題等の解決事業

→ 例えば

- 生活・地域課題（居場所作り、高齢者世帯などの見守り、子育て支援、通院・買物などの移動支援、権利擁護など）
- 社会課題（ニート・不登校・引きこもりへの支援、自殺・貧困への対応、犯罪被害者・DV被害者への支援、更生保護など）

※次の事業は助成対象外

- ①会員、構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業
- ②特定の個人的活動またはこれに類する活動
- ③他団体または下部組織への二次助成を目的とした事業
- ④行政からの委託事業など公的な制度の下で運営されている事業

3 助成対象経費

対象事業の目的達成に必要な次の経費

- ①会議費・研修費・報償費（講師謝礼など）・旅費
- ②対象事業に係る人件費
- ③備品購入費
- ④通信費・運搬費・印刷費・保険料ほか

※次の経費は対象外

- ①団体の組織運営に関わる管理経費・人件費
- ②飲食費またはこれに類する経費

4 募金活動と事業実施

(1) 募金活動期間

令和7年1月1日（水）から同年7年3月31日（月）まで

(2) 事業実施期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(3) 募金の方法

各団体の構成員などが「活動内容を紹介するチラシ（振込用紙を含む。）を持参して支援者等を訪問する個人募金」や「街頭募金」、「クレジットカードを通じた募金」など

(4) 募金の取扱い

集められた募金は「共同募金」として取扱い、全額を新潟県共同募金会へ送金していただきます。希望に応じて本会から寄付者に領収書を発行します。

5 助成額

- (1) 1団体あたりの募金目標額は10万円以上とします。
- (2) 団体に寄せられた募金の全額を助成額とします。また、募金額（募金実績）に応じて、目標額の範囲内で50万円を上限に下表の右欄の額を加算して助成します。

<団体に寄せられた募金額>	<共同募金からの助成額>
～ 5万円までの額	なし（募金額のみ）
5万円超～ 10万円までの額	5万円
10万円超～100万円までの額	募金額の30%
100万円超の額	募金額の20%

(注) 共同募金からの助成額は、募金計画の範囲内で算定した額を上限とします。

(3) 助成事務手数料について

募金の入金管理や広報用資材（チラシなど）の作成費として、団体に寄せられた募金額の10%を事務手数料として負担していただきます。

ただし、その募金額が10万円未満の場合は事務手数料の負担はなしとし、事務手数料の上限は20万円とします。

また、事務手数料の上限は加算額の範囲内とします。

(4) 加算助成・事務手数料の限度について

過年度に助成を受けた団体に対する加算助成・事務手数料は、過年度に助成を受けた通算回数に応じて、次のとおりとします。

過年度に助成を受けた通算回数	加算助成額	事務手数料
0～2回 (今回初めて～3回目)	(2)に定める額	(3)に定める額
3回(今回4回目)	(2)に定める額の1/2の額で、25万円を上限とします。	(3)に定める額の1/2の額で、10万円を上限とします。
4回以上(今回5回目以降)	なし	不要

※ 過年度に助成を受けた団体と実質的に同一団体とみなされる団体については、過年度の助成回数を通算する扱いとします。

※ 今回の助成事業(募金実施期間:令和7年1月1日～同年3月31日)に限り、過去に助成を受けた通算回数が4回以上(今回5回目以降)の団体については、過去に助成を受けた通算回数が3回(今回4回目)の団体と同じ扱いとします。

6 申請方法

別紙様式「エントリーシート(参加申請書)」に必要事項を記入の上、本会へ提出してください。

7 募集期間

令和6年9月6日（金）から同年10月4日（金）まで（本会必着）
なお、参加申請団体が少ない場合は募集期間を延長する場合があります。

8 助成対象団体の決定

団体からの申請内容を審査のうえ助成対象団体を決定します。
なお、決定時期は令和6年10月末頃を予定しています。

9 事業の変更・中止と報告

- （1）助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更・中止する場合には、指定の様式により本会の承認を得てください。
- （2）事業完了後、速やかに指定の様式により本会へ報告してください。

10 問い合わせ先

社会福祉法人 新潟県共同募金会

〒950-0994

新潟市中央区上所2-2-2（新潟ユニゾンプラザ内）

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533